

マイナンバー利用事務に係る主務省令の早期制定に関する緊急提言

マイナンバーの利用可能な事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）に基づき、法別表で規定されるとともに、その詳細は主務省令に委ねるとされている。

しかしながら、平成 28 年 1 月からの運用開始まで残り 5 ヶ月を切った現段階で、法別表第 1 で規定された事務のうち約 3 割、法別表第 2 で規定された事務のうち約半数にあたる事務について、いまだ主務省令が定められていない状況にある。

仮に現状のままで運用がスタートすることになれば、国会での審議を経て利用可能な事務が定められ、それぞれの事務において国民の利便性向上、行政の効率化、正確で公平な給付等の効果が期待されてきたにも関わらず、限られた範囲でのみの運用開始となる。

また、各地方自治体は現在、法に基づき独自利用事務の検討を進めているが、国の特定個人情報保護委員会からは、主務省令が定められていないために情報連携の適否の検討を先送りする事務も示されており、地方自治体の前向きな検討に支障を来している。

については、下記の事項について、早急に対応されることを求める。

記

- 1 関係省庁は、地方自治体が法定事務の準備対応や利用事務に係る条例検討に必要な期間を十分に確保できるよう、主務省令を規定していない事務について、早急に規定すること。
- 2 特定個人情報保護委員会は、主務省令の規定の追加を踏まえ、情報連携が可能な独自利用事務について早急に検討すること。検討にあたっては、マイナンバー制度導入の趣旨を踏まえ、情報連携の対象となる事務を幅広く認めるよう留意すること。

平成 27 年 8 月

関西広域連合

連合長	兵庫県知事	井戸 敏三
副連合長	和歌山県知事	仁坂 吉伸
委員	滋賀県知事	三日月大造
委員	京都府知事	山田 啓二
委員	大阪府知事	松井 一郎
委員	鳥取県知事	平井 伸治
委員	徳島県知事	飯泉 嘉門
委員	京都市長	門川 大作
委員	大阪市長	橋下 徹
委員	堺市長	竹山 修身
委員	神戸市長	久元 喜造